

市長とまちなかミーティング開催要領

1 目的

市政及びまちづくりに関する課題や提言等について、市内で活動する市民団体や市民グループ（以下「団体」という。）と市長がまちなかで直接意見交換をすることで、市民の幅広い意見を今後の市政運営に活かすとともに、対話による協働のまちづくりの推進に資することを目的とします。

2 対象

概ね10名以上で構成される団体

※ 地区公民館、自治会及びそれら内部の組織等は対象外とします。

3 開催回数

原則、1団体につき年1回

4 申込方法

開催を希望する団体は、「市長とまちなかミーティング」開催申込書により開催希望日の概ね1箇月前までに総務課行政係へ、ホームページ、広報紙及び南九州市公式LINEに記載の電子申請フォーム、郵送、E-mail又は窓口でお申し込みください。

- (1) 開催時期は各年度の8月から2月末までの間とし、開催時間は午前9時から午後9時までの間の2時間以内とします。
- (2) 対面での意見交換会の場合、市内の会場での実施を原則とします。会場については団体で予約するものとし、設営及び会場使用に係る費用は団体で負担してください。ただし、市が所有する公共施設（庁舎、文化会館等）を利用される場合は、使用料の免除を行います。また、必要に応じて、託児スタッフを派遣いたします。オンラインでの意見交換を希望する場合は、別途相談をお願いします。
- (3) テーマは、団体が抱える市政及びまちづくりに関する課題、提言等の建設的なものとし、団体の希望に合わせて設定します。ただし、専ら個人的な相談、苦情又は一方的な主張・要求、政治・宗教的活動又は営利目的の活動、特定個人や団体に対する誹謗中傷など著しく本会の目的に不適切と市長が認めるときはお断りさせていただく場合があります。
- (4) 司会及び進行は、団体が行ってください。
- (5) 市の出席者は、市長、副市長、教育長その他市長が適当と認めた者（テーマに関係する職員）が出席します。

5 開催決定の通知等

「市長とまちなかミーティング」開催申込書を受付後、速やかにその内容を審査し、団体等の代表者又は担当者との調整により開催可否等を決定します。ただし、開催決定後、市において緊急の用務が生じた場合は、延期又は中止することがありますので、あらかじめ御了承ください。

6 公開

本会終了後、本会の開催日時、テーマ、参加人数、対話の要旨その他必要な事項をホームページ等にて公開いたします。ただし、公開することで市民又は第三者の権利利益を害するおそれがあるときは、この限りではありません。